第3章 事業計画

1 重点的取組

平成37年までの長期的な施策の方向性を定めた「基本計画」をもとに、今後5年間の具体的な施策を「事業計画」としてとりまとめました。この事業計画においては、社会経済情勢の変化や地域社会を取り巻く状況を踏まえ、次の4つを今後5年間に重点的に取り組むこととします。

(1) あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

平成 21 年度県民意識調査によると、男女の平等意識において、男性優遇と感じている人の割合が約7割との調査結果でした。依然として男性が優遇されているとの認識が高い現状です。

男女共同参画があらゆる立場の人にとって必要だということが十分に理解され、すべての人が、職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会にするためには、女性だけでなく、男性、高齢者、若者、子ども等の視点から男女共同参画を捉える必要があります。

この計画では、男女の平等意識が改善されるよう努めるとともに、女性、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々にとって、男女共同参画が必要だということが共感されるよう、広報啓発活動を積極的に推進します。

(2) ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の促進

本県が、平成21年12月に行った「県政に関する世論調査」によると、男女共同参画社会を実現するための行政の取組として、子育て・介護と仕事の両立支援への要望が高く、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」との回答が約6割でした。

また、少子高齢化が進行し、人口減少時代の到来により総人口や労働力人口が減少する中で、労働力を確保するには女性の労働市場参加が不可欠となります。女性の仕事と生活の両立には、家庭や職場等における男性の協力が不可欠であり、男性も従来

の職場中心のライフスタイルを見直し、家庭生活や地域活動も含め、個人の希望に応じた多様なライフスタイルの実現を目指すことが重要です。

そこで、ワーク・ライフ・バランスの普及促進に努めるとともに、男女とも子育て・ 介護等をしながら働き続けられるよう環境整備を促進します。

(3) 地域活動における男女共同参画の促進

地域においては、人間関係の希薄化、単身世帯の増加の進行等による地域コミュニティの弱体化といった変化が生じており、男女がともに地域活動を担わないと立ち行かなくなる状況となっています。地域力を高め、持続可能な社会を築くには、男性も女性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要です。

男女双方の積極的な地域活動への参画を促進し、地域の活性化を図り、地域における身近な男女共同参画を促進します。

(4) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

政策・方針決定過程に男女が共同して参画する機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すものです。しかし、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえず、未だに少ないのが現状です。本県における審議会等女性登用率は平成22年4月1日現在で27.0%に留まっており、全国的に見ても低い水準です。これまで男性中心になりがちだった政策・方針決定過程の場へ、女性が力をつけ、参画できるようにしていくことが重要です。

女性が政策・方針決定過程へ積極的に参画できるよう環境の整備に努めるとともに、 女性がその持てる能力を十分発揮できるよう支援することにより、政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。

2 施策の内容

基本目標 I 男女がともに人として尊ばれる社会づくり 基本的な課題 1 男女共同参画への意識づくり

施策の方向① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進 ◆ 11点

施策1 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進と支援

あらゆる人々に男女共同参画に関する理解が普及・浸透するように、男女 共同参画の拠点であるちば県民共生センターを核とした広報・啓発活動を一 層推進します。

また、関係機関等が行う研修会等の取組に対し支援を行います。

○ ちば県民共生センターにおけるフェスティバルの開催、情報誌の発行

(男女共同参画課)

○ 各種講座・研修会の開催

(男女共同参画課)

○ ホームページ、メールマガジン等による情報発信

(男女共同参画課)

○ 関係機関等が行う研修会等の取組に対する支援

(男女共同参画課)

○ あらゆる人々への意識啓発の展開

(男女共同参画課)

指標名	現状	目標
	(平成 21 年度)	(平成 27 年度)
社会全体で男女平等と感じる人の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	女性 9.1% 男性 19.4%	増加を目指します
女性の権利に関する法制度の認知度		
男女共同参画社会基本法	43.8%	
男女雇用機会均等法	88.8%	増加を目指します
女子差別撤廃条約	29.9%	
(男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)		

施策2 女性と男性のための相談体制の充実

女性及び男性の総合相談窓口として、ちば県民共生センターにおいて、電話相談を中心とした一般相談及びカウンセリング等の専門相談を実施します。 また、男女共同参画に関する県の施策についての苦情等を適切に処理する ために設置された、男女共同参画苦情処理制度の活用を図ります。

○ ちば県民共生センターにおける相談事業の実施

(男女共同参画課)

○ 男女共同参画苦情処理制度※13の活用

(男女共同参画課)

施策3 市町村・民間団体等との協働とネットワークづくり

市町村や民間団体等と連携・協働しながら、あらゆる分野に男女共同参画についての理解の浸透を図ります。

また、地域において県・市町村や地域住民と連携して、広報・啓発活動を 行う「千葉県男女共同参画地域推進員」制度の充実を図ります。

○ 千葉県男女共同参画推進連携会議の充実

(男女共同参画課)

○ 千葉県男女共同参画社会づくりネットワーク会議の充実

(男女共同参画課)

一 千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実

(男女共同参画課)

基本目標 I 男女がともに人として尊ばれる社会づくり 基本的な課題 1 男女共同参画への意識づくり

施策の方向② 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・ 整備・提供

施策1 男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供

男女共同参画に関する県民意識の現状や課題を把握し、施策に反映させる ために、意識調査を実施します。また、多様な媒体を活用し、男女共同参画 に関する情報の収集・提供を行います。

- 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査等による県民意識の実態把握 (男女共同参画課)
- 県政に関する世論調査及びインターネットアンケート調査等の活用

(男女共同参画課)

○ ネットワークを活用した情報収集、提供

(男女共同参画課)

※13 男女共同参画苦情処理制度

知事の委嘱を受けた苦情処理委員が、公平中立な立場から県の施策や事業に関する男女 共同参画の視点からの苦情及び男女共同参画社会の理念に反する人権侵害に係る苦情の 申出を調査し、知事に対して助言や是正の勧告を行う制度。 基本目標 I 男女がともに人として尊ばれる社会づくり 基本的な課題 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

施策の方向① 学校教育・社会教育等における男女共同参画の 推進

施策1 学校における男女共同参画や人権教育の推進

学校教育の場において、人権問題に対する正しい理解を広め、人権意識の向上を図るため、児童、生徒、教職員などに対し幅広く啓発活動を実施します。 また、学校人権教育に関する協議・研修・調査研究を通して、学校人権教育の推進・充実を図ります。

\bigcirc	啓発用ビデオの貸出し	(健康福祉政策課)
\bigcirc	人権啓発指導者養成講座の開催	(健康福祉政策課)
\bigcirc	学校人権教育研究協議会の開催	((教) 指導課)
\bigcirc	学校人権教育推進校協議会の開催	((教) 指導課)
\bigcirc	学校人権教育指導資料の刊行	((教) 指導課)
\bigcirc	学校人権教育研究指定校事業の実施	((教) 指導課)
\bigcirc	セクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の実施	((教)教職員課)
\bigcirc	セクシュアル・ハラスメント防止に関するリーフレットの配付	((教)教職員課)

指標名	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)
学校教育の場で男女平等と感じる人の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	女性 58.6% 男性 66.5%	増加を目指します

施策2 教育相談の充実

子どもと親のサポートセンターにおいて、不登校児童生徒や保護者の教育相談を実施します。

また、県内中学校へのスクールカウンセラーの全校配置及び県立高等学校へのスクールカウンセラーの増加により、教育相談の充実を図ります。

○ 子どもと親のサポートセンターにおける教育相談 ((教) 指導課)

○ スクールカウンセラー派遣 ((教) 指導課)

施策3 社会教育・家庭教育における男女共同参画についての理解促進

市町村の社会人権教育関係者に対して、男女共同参画に関する研修を実施します。

○ 社会人権教育指導者養成講座の開催

((教) 生涯学習課)

基本目標 I 男女がともに人として尊ばれる社会づくり 基本的な課題 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

施策の方向② 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・ 学習の充実

施策1 キャリア教育の充実

高校生が、望ましい職業観、勤労観、職業に関する知識・技能を身に付け、 自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育成するため、 企業の現場などで学習内容や進路などに関した就業体験を実施します。

○ 高校生インターンシップの推進

((教) 指導課)

○ 高等学校進路指導研究協議会の開催

((教) 指導課)

基本目標 I 男女がともに人として尊ばれる社会づくり 基本的な課題 3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

施策の方向① 性に基づくあらゆる暴力の根絶

施策1 暴力を許さない社会に向けた広報啓発

DV問題の解決に向けて、DV相談のしやすい社会づくり、DVを許さない社会づくりのために、様々な方法で継続的に広報を実施し、被害者への相談窓口の周知を図るとともに、県民への啓発を図ります。

また、若者がDVについて考え、互いに尊重できるパートナーシップのあり方を学ぶことを目的に、高校生等を対象にセミナーを実施します。

○ DV相談カード等の作成配布

(男女共同参画課)

○ 街頭キャンペーンの実施等による県民への意識啓発

(男女共同参画課)

○ セミナーの開催等によるDV予防教育の推進

(男女共同参画課)

指標名	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)
DVが人権侵害であると認識する人の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	女性 72.7% 男性 70.2%	増加を目指します

施策2 DV防止及び被害者支援の総合的な推進

DV被害者が安心して安全・平穏な生活を送ることができるよう、各配偶者暴力相談支援センターにおいて相談等に応じるとともに、同行支援の実施等により、被害者の自立を促進します。また、二次的被害の防止を含めた保護対策の徹底を図ります。

○ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談

(男女共同参画課)

○ 女性サポートセンターにおける一時保護

(男女共同参画課)

○ DV職務関係者への研修

(男女共同参画課)

○ DV被害者の生活再建支援

(男女共同参画課)

○ DV被害者の身辺保護の徹底

((警) 子ども女性安全対策課)

施策3 児童虐待防止対策の総合的な推進

児童虐待の防止は、緊急に対応すべき課題であり、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、適切な一時保護、自立に向けた支援等、切れ目のない支援 の確立に向けて総合的に児童虐待防止対策を推進します。

\bigcirc	児童相談所虐待防止体制の強化	(児童家庭課)
\bigcirc	児童相談所専門機能の強化	(児童家庭課)
\bigcirc	児童虐待対策関係機関の強化	(児童家庭課)
\bigcirc	子ども虐待防止地域力の強化	(児童家庭課)
\bigcirc	児童相談所支援システムの充実	(児童家庭課)
\bigcirc	社会福祉審議会社会的養護検討部会の開催	(児童家庭課)

施策4 DV及び児童虐待に関する関係機関・団体との連携強化

DV及び児童虐待は、多くの段階にわたって、多様な関係機関による支援が必要であるため、市町村や関係機関が相互に理解を深め、連携できる体制を強化します。

\bigcirc	家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催	(男女共同参画課)
\bigcirc	市町村DV担当課長会議の開催	(男女共同参画課)
\bigcirc	市町村児童虐待防止ネットワーク機能の強化	(児童家庭課)
\bigcirc	千葉県要保護児童対策協議会の開催	(児童家庭課)

指標名	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)
要保護児童対策地域協議会の設置市町	48 市町村	全市町村
村数	(H22)	(H26)

施策5 犯罪被害者等の支援の充実

社会全体で犯罪被害者等を支えていく意識を醸成するため、総合的な対応窓口設置、被害者支援マニュアル等の配布、相談関係機関対象の研修会等を実施するとともに、若年層から犯罪被害者の置かれた現状や支援についての意識を高めるため、県内大学、高校などの授業に被害者遺族の講演等を取り入れます。さらに、民間被害者支援団体に相談業務を委託し、連携を促進します。

○ 犯罪被害者等からの相談等の充実 (生活・交通安全課) ○ 民間被害者支援団体への相談業務委託 ((警)警務課)

○ 社会全体で犯罪被害者を支える意識を醸成するための広報活動等の推進((警)警務課)

基本目標 I 男女がともに人として尊ばれる社会づくり 基本的な課題 3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

施策の方向② 性に起因する人権侵害を許さない社会環境 づくり

施策1 人権尊重思想の普及・高揚

人権問題に対する正しい理解を広め、人権意識の向上を図るため、家庭、 学校、地域社会、職場などあらゆる場や機会をとらえて幅広く啓発活動を実 施します。

○ 人権問題講演会やメディア等による啓発活動

(健康福祉政策課)

施策2 風俗環境の浄化及び違法風俗営業店の排除並びに人身取引対策

売春事犯及び違法風俗店等の取締りを強化するとともに、風俗営業者に対する指導・取締りの徹底により、違法風俗店の排除及び風俗環境の浄化を図ります。また、人身取引では、被害女性の迅速・適切な保護と組織的背景の解明を念頭においた捜査を行い、各種法令を多角的に適用し、雇用主のみならず受け入れ及び送り出し国双方に係るブローカーの検挙に努めます。

○ 風俗環境の浄化及び違法風俗営業店の排除

((警) 風俗保安課)

○ 人身取引(トラフィッキング)対策

((警) 風俗保安課)

施策3 青少年を取り巻く有害環境の浄化並びに福祉犯罪の取締り強化

青少年を有害図書やインターネット上の有害情報などの、有害環境に近づけない、利用させないための取組を推進し、青少年を性的被害から保護します。

また、深夜営業施設への指導や繁華街などでの共同パトロールや、風俗店、酒・たばこ販売店、出会い系サイト事業者などに対する指導・取締り、さらにはインターネット上のサイトを介した児童買春・児童ポルノ*14 等の取締りを強化します。

- 書店・コンビニエンスストア・自動販売機等への立入調査の実施(県民生活課)
- フィルタリングの利用促進に向けた広報・啓発の強化

(県民生活課)

○ 青少年を取り巻く有害環境の浄化

((警) 少年課)

○ 性的被害を中心とした福祉犯罪の取締り強化

((警) 少年課)

※14 児童買春・児童ポルノ

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」第2条の規定による十八歳に満たないものに対する買春(児童買春)や性交等の写真・電磁的記録に係る記録媒体等(児童ポルノ)をいう。

施策4 青少年の健全育成及び非行防止・立ち直り支援

地域における青少年健全育成の中核的担い手である青少年相談員を育 成・支援することにより、青少年を取り巻く社会環境の整備を推進します。 新中学生の保護者を対象に非行防止リーフレットを作成・配布し、啓発を 図ります。

街頭補導活動をはじめ、学校における非行防止教室の開催など、保護者、 関係機関・団体などと連携した非行防止・立ち直り支援活動を推進します。

○ 青少年相談員活動費補助

(県民生活課)

○ 青少年相談員の研修会等の開催

(県民生活課)

各地区青少年のつどい大会の運営

(県民生活課)

○ 非行防止リーフレットの作成

(県民生活課)

○ 学校における非行防止教室の開催等による非行防止・立ち直り支援活動の推進 ((警) 少年課)

施策5 交番等の整備による相談しやすい環境づくり

交番の新設や建て替えに際し、女性用仮眠室、トイレ等を整備し、女性警 察官の職域を拡大することにより、女性被害者等のプライバシーに配意した 効果的な警察活動を行うとともに住民が相談しやすい環境を整備します。

移動交番車に女性警察官等を配置し、相談しやすい環境づくりを推進しま す。

○ 交番等の整備による相談しやすい環境づくり

((警) 地域課)

施策6 セクシュアル・ハラスメントの防止

職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために、事業主が講 じるべき措置等について周知徹底を図ります。

また、県職場においても、引き続き職場におけるセクシュアル・ハラスメ ントを防止し、職員がその能力を十分発揮できるような良好な職場環境を確 保していきます。

- 企業向けセミナーでセクシュアル・ハラスメント対策の周知 (雇用労働課)
- 県職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止

(総務課、(教)教育総務課、(教)教職員課、(警)警務課)

指標名	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)
職場等のセクシュアル・ハラスメントを人権侵害と感じる者の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	女性 75.3% 男性 71.0%	増加を目指します

基本目標 I 男女がともに人として尊ばれる社会づくり 基本的な課題 3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

施策の方向③ メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

施策1 インターネット上の違法情報に関する取締りの強化

インターネット上の違法情報に対する取締りを強化するとともに、表現の自由、通信の秘密に十分配慮しつつ、掲示板管理者やプロバイダ等関係団体に削除要請を行うほか、県民に対して、インターネットをめぐる犯罪の被害者や加害者とならないよう、学校、地域において「ネット安全教室」等を積極的に開催するなどして広報啓発活動に努めます。

○ インターネット上の違法情報に関する取締りの強化 ((警) 生活経済課)

施策2 情報活用能力(メディア・リテラシー)の学習機会の充実

情報社会において、適切な活動を行うために基となる考え方や態度を育成する情報モラル教育を充実させ、女性や子どもの人権へ配慮するように指導します。

○ 教育用コンピュータ整備の推進 ((教) 指導課)

○ 教育情報ネットワーク事業の推進 ((教) 指導課)

基本目標II 男女がともに輝く環境づくり 基本的な課題4 労働の場における男女共同参画の促進

施策の方向① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の 確保

施策1 男女雇用機会均等法の周知徹底

労働者が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するために、男女雇用機会均等法の周知徹底を図ります。

○ ポジティブ・アクション**15 推進セミナーの開催

(雇用労働課)

施策2 労働相談の実施

労働者や使用者、県民が直面する賃金不払い、解雇、セクシュアル・ハラスメント、長時間労働、配転・出向等の様々な労働問題に対して、専門の相談員が相談業務を実施し、健全で安定した労使関係の定着を促進します。

○ 労働相談の実施

(雇用労働課)

施策3 働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業の紹介

仕事と子育ての両立支援などを進めている企業の取組事例を紹介し、誰も が働きやすい職場環境づくりを促進します。

○ "社員いきいき!元気な会社"宣言企業の募集と公表

(雇用労働課)

○ 事例発表会(セミナー)の開催

(雇用労働課)

指標名	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)
社員いきいき!元気な会社宣言会社数	356 社	800 社

※15 ポジティブ・アクション

固定的な性別役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性がほとんど配置されていない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」などの差が男女労働者間に生じている場合に、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

基本目標 II 男女がともに輝く環境づくり 基本的な課題 4 労働の場における男女共同参画の促進

施策の方向② 農林水産業における男女共同参画の促進

施策1 農林水産業における男女共同参画の促進

農林水産業経営において、女性の能力・労力に対する適正評価や責任ある 立場での経営への参画を促進するとともに、女性の経済的自立と経営発展の ため女性起業家の育成等を推進します。また、次世代の農林水産業経営を担 う若手の女性後継者を育成します。

さらに、活力ある農山漁村の実現に向け、地域活動への女性参画を推進するとともに、様々な活動においてリーダーとなりうる人材を育成します。

\bigcirc	農山漁村女性団体ネットワークの活動支援	(担い手支援課)
\bigcirc	地域ごとに設置した推進組織の活動支援	(担い手支援課)
\bigcirc	農山漁村いきいきアドバイザーの活動支援	(担い手支援課)
\bigcirc	経営参画及び女性リーダーの育成に向けた研修会の開催	(担い手支援課)
\bigcirc	次世代女性農業者育成のための研修会の開催	(担い手支援課)
\bigcirc	女性リーダーによる参画推進活動への支援	(担い手支援課)
\bigcirc	林業関係女性活動グループの支援	(森林課)
\bigcirc	指導的林業者育成支援	(森林課)
\bigcirc	漁村女性の起業・家族経営協定締結に向けての研修会の開催	(水産課)
\bigcirc	女性漁業者の資質向上を図るための活動支援	(水産課)

指標名	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)
家族経営協定締結数	1,175 戸	1,700 戸
農林水産業における女性による起業経 営体数	408 経営体	525 経営体
女性の農業士等認証数	82 人	180 人

基本目標II 男女がともに輝く環境づくり 基本的な課題4 労働の場における男女共同参画の促進

施策の方向③ 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援

施策1 自営業者や起業家に対する支援

中小企業者や起業家に対して、事業資金や創業資金等の融資、経営相談及びセミナーを行い、経営基盤の強化を支援します。

○中小企業者及び起業者に対する融資

(経営支援課)

- 中小企業者及び起業者に対する経営相談の実施
- (経営支援課)
- 中小企業者及び起業者に対する創業、経営革新、事業継続計画及び IT セミナーの開催

(経営支援課)

基本目標II 男女がともに輝く環境づくり 基本的な課題4 労働の場における男女共同参画の促進

施策の方向④ 再就職希望者に対する支援

施策1 女性の再就職支援

出産や子育てを機に離職し、また働きたいという意欲を持つ女性の再就職を支援します。

○ 個別相談の実施

(雇用労働課)

○ 就業支援セミナーの開催

(雇用労働課)

○ 関連情報の提供

(雇用労働課)

施策2 離職者等に対する支援

職業能力開発を必要とする求職者に、高等技術専門校における職業訓練や 民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練の受講機会を提供することに より、離職者等の円滑な就職を支援します。

○ 離職者等を対象とした職業訓練

(産業人材課)

指標名	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)
離職者等を対象とした職業訓練受講者数	1,474 人	7,200 人 (累計)

基本目標II 男女がともに輝く環境づくり 基本的な課題4 労働の場における男女共同参画の促進

施策の方向⑤ 多様な働き方に対する支援

施策1 多様な働き方に関する情報提供

主に女性やシニア世代を対象に、様々な媒体を活用して多様な働き方に関する情報提供を行います。

○ 働き方ガイドブックの作成配布 (雇用労働課)

○ 内職求人情報の提供 (雇用労働課)

○ ちば女性チャレンジサイトによる情報提供 (雇用労働課)

施策2 シニア世代の多様な働き方支援

シニア世代の能力と意欲を活かすため、再就職や就農、NPOへの参加など、多様な働き方ができるように支援します。

○ 個別相談の実施 (雇用労働課)

○ 就業支援セミナーの開催 (雇用労働課)

○ 関連情報の提供 (雇用労働課)

基本目標II 男女がともに輝く環境づくり 基本的な課題5 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

施策の方向① ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の普及促進 **(重点)**

施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及促進

県民一人ひとりの多様性を尊重した活力あふれる千葉県を目指して、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。

○ 普及セミナーの開催

(雇用労働課)

○ 両立支援アドバイザーの企業派遣

(雇用労働課)

○ "社員いきいき!元気な会社"宣言企業の募集・公表(再掲) (

(雇用労働課)

施策2 育児休業・介護休業制度の普及・定着

男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、育児休業・介護休業制度の普及・定着を図ります。

○ 企業向けセミナーにおける改正育児・介護休業法の周知徹底 (雇用労働課)

施策3 県職場における男性職員の育児参加の促進

県職場における男性職員の育児参加を促進するため、育児休業や育児のための休暇等の制度周知に努めるとともに、職場及び職員の意識改革を進めます。

○ 県職場における男性職員の育児参加の促進 (総務課、(教)教育総務課、(教)教職員課、(警)警務課)

指標名	現状	目標
1日1宗-12	(平成 21 年度)	(平成 27 年度)
育児休業取得率(男性職員)	知事部局 3.4% 教育庁 1.7%	50%
子どもが生まれる前後の期間の連続休暇 取得率(男性職員)	知事部局 — 教育庁 —	80%

基本目標II 男女がともに輝く環境づくり 基本的な課題5 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

施策の方向② 子育て・介護への支援 (重点)

施策1 幼稚園における預かり保育の推進

学校法人立等の幼稚園において、教育時間の前後や休業期間中(土日祝・長期休業中)に、園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」に係る人件費を補助することにより、保護者の育児負担の軽減及び仕事と生活の調和の促進に貢献します。

○ 幼稚園における預かり保育の推進

(学事課)

施策2 地域における子育て支援の体制の整備

子育ての負担感などの緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、 地域における子育て支援を促進するため、民間保育所の創設・増改築の促進 や保育士の充実、放課後児童クラブへの支援の拡大を図ります。

○ 保育所施設整備の助成

(児童家庭課)

○ 保育士拡充への助成

(児童家庭課)

○ 放課後児童クラブの助成

(児童家庭課)

指標名	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)
子どもを生み育てやすいと感じる家庭の	68 6%	80%
割合(子育てアンケート)	00.070	(H26)
保育所の待機児童数が50人以上の市町	4 市町村	0 市町村
村数	(H21.4.1)	(H27.4.1)

施策3 子どもの医療費助成の充実

子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療について、市町村が行う医療費助成に要する経費を補助します。

○ 子どもの医療費助成の充実

(児童家庭課)

障害児・者やその家族に対する支援

発達障害を有する障害児(者)に対する支援の拠点である発達障害者支援 センターにおいて、発達障害児(者)及びその家族の相談に応じ、適切な指 導又は助言を行うとともに、普及・啓発や研修、関係施設との連携強化等に より総合的な支援体制の整備を推進します。

○ 障害児・者やその家族に対する支援

(障害福祉課)

基本目標Ⅱ 男女がともに輝く環境づくり 基本的な課題 5 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

施策の方向③ 働く男女の健康確保のための環境整備

施策1 母性保護を含めた労働安全衛生法の周知徹底

全国安全週間の実施について広報し、労働安全衛生法の周知を図ります。 また、関係団体が開催する大会を後援し、労働安全衛生に係る意識高揚を図 ります。

○ 全国安全週間の実施の広報

(雇用労働課)

○ 労働安全衛生に係る意識高揚の促進

(雇用労働課)

施策 2 職場におけるメンタルヘルス等健康管理の推進

仕事に関する強い不安やストレスによる労働者の心の健康問題が労働者本 人のみならず、家族、事業所、社会に与える影響が大きくなっていることか ら、臨床心理士による相談を実施します。

また、関係機関と連携し、自殺の原因となる様々なストレスについて、要 因の軽減及び適切な対応等、心の健康の保持増進のための職場、地域、学校 における体制整備を進めます。

○働く人のメンタルヘルス特別相談の実施

(雇用労働課)

○関係機関と連携した自殺対策のための体制整備 (健康づくり支援課)

基本目標II 男女がともに輝く環境づくり 基本的な課題5 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

施策の方向④ 家庭生活における男女共同参画の促進

施策1 家庭生活における男女共同参画に対する支援

子育て支援のための事業を充実させ、男女が協力して子育てをし、望ましい親子関係や充実した家庭生活を営めるよう支援します。

○ 子育て支援講座、親子講座の開催

((教) 生涯学習課)

基本目標II 男女がともに輝く環境づくり 基本的な課題5 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

施策の方向⑤ 地域活動における男女共同参画の促進 📆

施策1 地域における男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

地域に根ざした男女共同参画を推進するため、地域において県・市町村や 地域住民と連携して、広報・啓発活動を行う「千葉県男女共同参画地域推進 員」制度の充実を図ります。

○ 千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実(再掲)

(男女共同参画課)

施策2 市民活動への参加促進

県内のNPO活動に関する広報・普及啓発を行い、NPO活動に対する県民理解の向上、NPO活動への参加促進等を図ります。

また、地域活動の情報をインターネットを通じて提供し、地域の活力を向上させます。

○ ちばNPO月間 (11/23~12/23) の実施

(県民交流・文化課)

- ホームページ、ニュースレター (月刊誌)、メールマガジンを活用した広報 啓発 (県民交流・文化課)
- 県民NPO講座・出前説明会の開催

(県民交流・文化課)

○ 「民が民を支える地域資源循環システム」の普及促進

(県民交流・文化課)

○ 地域づくり情報広場における情報提供

(政策企画課)

施策3 団塊の世代や高齢者等の地域活動への参画支援

生涯大学校の学生及び卒業生による地域活動への参画を支援します。

○ 団塊の世代や高齢者等の地域活動への参画支援

(高齢者福祉課)

施策4 地域づくりを担う人材の育成

地域観光の担い手となる観光リーダーや観光ボランティアガイドを養成するための講座・研修会を開催し、観光人材の育成を図ります。

また、商店街の運営をリードする中心的な存在となる優れた人材を育成するため、商業経営、商店街運営等の講座を開催し、商店街の活性化を図ります。

○ 観光人材の育成支援

(観光課)

○ 商店街リーダーの育成支援

(経営支援課)

施策5 防災における男女共同参画の促進

男女双方の視点に立った地域の防災対策を促進するとともに、地域の消防・防災力の中核的存在である消防団について、女性の入団促進や装備品の整備などの市町村における消防団の活性化の取組を支援します。

また、災害時にボランティア組織のとりまとめや、他の組織等との連絡調整役となる災害対策コーディネーターを養成するとともに、災害対策コーディネーターが行う啓発活動を支援します。

○ 男女共同参画の視点に立った地域の防災対策の促進

(防災危機管理課)

○ 災害対策コーディネーターの養成・活動支援

(防災危機管理課)

基本目標Ⅱ 男女がともに輝く環境づくり 基本的な課題 6 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

施策の方向① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 ◆ 📆



施策 1 県が設置する審議会等への女性登用促進

県の審議会等委員の委嘱に際し、事前協議の手続きを庁内に周知徹底し、 審議会等委員への女性の登用促進を図ります。

○ 県が設置する審議会等への女性登用促進

(男女共同参画課)

指標名	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)
県の審議会等における女性委員割合	27.0% (H22.4.1)	40%

施策2 県の女性人材リストの充実

審議会委員等への女性のさらなる登用を図るために、人材の掘り起こしを 行うとともに、幅広い分野の女性人材情報をまとめた女性人材リストの充実 を図ります。

○ 県の女性人材リストの充実

(男女共同参画課)

施策3 県職場における女性職員の役付登用の促進

職員の意欲、能力等を十分考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく登 用を図ります。また、研修による意識改革や人材開発に努めるとともに、引 き続き職域拡大を図り、積極的に女性を登用していきます。

○ 女性職員の役付登用の促進

(総務課、関係各課)

○ 女性教職員の役付登用の促進

((教)教育総務課、(教)教職員課)

○ 女性警察職員の役付登用の促進

((警) 警務課)

指標名	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)
県職場の役付職員に占める女性の割合 (知事部局 係長・主査級以上)	21.5% (H22)	25%

|施策4 事業所、団体等における女性登用促進

女性の登用や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援など、男女が共同して参画することのできる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所を表彰し、県のホームページなどで紹介することや、取組の方法について学ぶセミナーを開催するなど、事業所における男女共同参画の取組を促進します。

また、農林水産業における政策・方針決定において、男女の意見を等しく反映させるため、女性の方針決定の場への参画を進めます。

\bigcirc	男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の	(表彰
\ /	- 	ノ イソ P://

(男女共同参画課)

○ ポジティブ・アクション推進セミナーの開催(再掲)

(雇用労働課)

○ 農山漁村女性団体ネットワークの活動支援(再掲)

(担い手支援課)

○ 地域ごとに設置した推進組織の活動支援(再掲)

(担い手支援課)

○ 農山漁村いきいきアドバイザーの活動支援(再掲)

(担い手支援課)

○ 女性農業委員等の登用促進

(団体指導課)

指標名	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)
農業協同組合の女性役員数	10 人	42 人
女性農業委員数	21 人	80 人

基本目標 II 男女がともに輝く環境づくり 基本的な課題 6 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

施策の方向② 女性の能力発揮への支援

施策1 女性の能力発揮への支援

自己啓発講座や女性リーダー養成の講座などを開催し、女性の能力発揮を 支援します。

○ 自己啓発・人材養成セミナーの開催

(男女共同参画課)

基本目標Ⅲ 男女がともにいたわり合い、健やかに暮らせる社会づくり 基本的な課題7 生涯を通じた健康づくりの促進

施策の方向① 生涯を通じた男女の健康支援の推進

施策1 一人ひとりに応じた健康づくり

生活習慣病予防に向けた生活習慣の改善、性差やライフステージで異なる健康課題への対応等、県民一人ひとりが個人に合った健康づくりに取り組めるよう支援します。

○ 生涯を通じた健康づくりへの支援

(健康づくり支援課)

施策2 思春期の子どもの心と体の健全な育成

思春期の児童生徒やその家族などを対象とした、身体・性・食生活・心の問題等に関する相談窓口や、同世代の仲間同士で悩みや知識を共有し合える場などの運営を通じて、思春期の子どもの心と体の健全な育成を図ります。

また、思春期保健関係者間の連携強化と資質向上による教育・相談支援体制の充実や、県内の養護教諭を対象に、保健室経営の相談活動を展開し、より良い保健室経営を目指します。

○ 専門医師等による個別相談の実施

(児童家庭課)

○ 喫煙防止等の健康教育の実施

(児童家庭課)

○ 思春期保健対策を推進する関係者による連携会議等の開催

(児童家庭課)

○ 思春期ピア・エデュケーション^{※16} の推進 ○ 思春期健康教育スキルアップセミナーの開催 (児童家庭課) (児童家庭課)

少1<u>三</u>次(定版)

○ 講師による保健室経営の全体研修の開催

((教) 学校安全保健課)

○ 事例研究による班別協議の実施

((教) 学校安全保健課)

※16 ピア・エデュケーション

若者に年齢が近い身近な先輩の立場の者が、若者の悩みを共感しながら正しい知識を伝達するなどの健康教育をいう。

施策3 総合的な自殺対策の推進

県民一人ひとりの気づきと見守りで自殺を防ぐとともに、地域の特性に応じた自殺対策を市町村、民間団体等関係機関相互の密接な連携により総合的に推進します。

○ 総合的な自殺対策の推進

(健康づくり支援課)

指標名	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)
4 XII.T	女性 12.2	女性 10.1
自殺死亡率	男性 31.6	男性 25.1
(人口動態統計に基づく人口 10 万人当りの自殺者数) 	(H21 年)	(H28 年)

施策4 総合的ながん対策の推進

がんから県民の生命と健康を守るため、県民と医療・福祉関係者、行政が協力し、総合的・計画的にがん対策を推進します。

○ 総合的ながん対策の推進

(健康づくり支援課)

指標名	現物	犬	目標
14 保力 	(平成 21	年度)	(平成 27 年度)
	胃がん		
	女性 38.7%	男性 45.5%	
がん検診の受診率	肺がん		
	女性 43.4%	男性 48.8%	50%以上
がの検診の支診学	大腸がん		50%以上
	女性 33.8%	男性 36.5%	
	子宮がん	女性 34.1%	
	乳がん	女性 37.2%	

施策5 エイズ対策の推進

青少年を中心に、正しい知識の普及・啓発、HIV抗体検査の充実を図ります。

○ 青少年を中心とした講習会の開催 (疾病対策課)

○ 保健所及び休日街頭検査の実施 (疾病対策課)

○ 情報誌の発行 (疾病対策課)

施策6 県立病院における女性専用外来の実施

女性は男性と異なる特有の身体機能を有しており、女性の特性に基づく専用の医療が求められていることから、女性医師による女性専用外来診療を東金病院、循環器病センター、佐原病院で実施します。

○ 県立病院における女性専用外来の実施

(病院局 経営管理課)

施策7 薬物乱用防止対策の推進

薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進するため、薬物乱用防止指導員を中心とした広範な啓発活動や、薬物乱用防止教室等を開催するとともに、児童生徒の健康の保持増進や教職員の薬物乱用防止に関する知識の習得・理解を深める観点から、各種事業を実施します。

また、違法薬物の供給遮断と需要根絶を図るため、インターネット利用による密売事案や乱用者に対する取締り等を推進します。

\cap	不正大麻けし	撵減運動	(薬務課)

- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (薬務課)
- 麻薬覚せい剤乱用防止運動

(薬務課)

(薬務課)

- 千葉県薬物乱用防止広報強化月間の実施○ 薬物乱用防止教育研修会の開催
- ((教) 学校安全保健課)

○ 薬物乱用防止標語の募集

((教) 学校安全保健課)

○ 薬物事犯に対する取締り強化

- ((警) 薬物銃器対策課)
- 若年層を重点とした広報啓発活動の推進
- ((警) 薬物銃器対策課)

施策8 学校における発達段階に応じた適切な性教育の実施

各小学校の 4 年生を対象にエイズ教育用リーフレットを作成・配布し、保健学習の授業等の充実を図ります。また、性教育研修会(教職員対象)を開催し、性教育の理解を深めます。

○ エイズリーフレットの作成・配布

((教) 学校安全保健課)

○ 性教育研修会の実施

((教)学校安全保健課)

基本目標Ⅲ 男女がともにいたわり合い、健やかに暮らせる社会づくり 基本的な課題7 生涯を通じた健康づくりの促進

施策の方向② 妊娠・出産等に関する健康支援

施策1 母子保健体制の充実

母子保健推進協議会や母子保健運営協議会において、母子保健に関する健 康課題の解決や関係機関の連携強化等に向けた検討を行います。

また、市町村・健康福祉センターの保健師等関係職員や、母子保健推進員、 新生児妊産婦訪問従事者を対象とした研修を実施するとともに、乳幼児の事 故予防や救急法の講習、関係者の連絡調整会議や事例検討会を開催します。

○ 母子保健推進協議会、母子保健運営協議会の開催

(児童家庭課)

○ 母子保健に関する研修会・講習会等の開催

(児童家庭課)

施策2 不妊に関する支援体制の充実

不妊で悩む夫婦等に不妊に関する一般的な相談や不妊治療に関する情報提供、医療面・精神面での相談を行います。

また、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部への助成を行います。

○ 不妊相談センターにおける相談の実施

(児童家庭課)

○ 特定不妊治療費に対する助成

(児童家庭課)

施策3 周産期母子医療体制の充実

妊婦が安心して分娩できる医療体制を整備するため、ハイリスク妊婦の母体搬送体制及び低出生体重児などへの診療体制の充実を図ります。

○ 周産期母子医療センターの運営費及び医療機関の施設・設備に対する補助

(医療整備課)

○ 千葉県周産期医療・保健協議会における検討

(医療整備課)

○ 母体搬送ネットワーク及び母体搬送コーディネートによる搬送体制の充実(医療整備課)

指標名	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)
NICU ^{※17} の設置数	108 床 (H22. 5)	130 床

※17 NICU 低体重児や先天性のハイリスク疾患がある新生児に対応するための設備と医療スタッフを備えた集中治療室の略称。新生児集中治療室。

基本目標Ⅲ 男女がともにいたわり合い、健やかに暮らせる社会づくり 基本的な課題8 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向① 高齢者・障害者の自立した生活に対する支援

施策1 高齢者に対する相談の充実

専門員を配置し、高齢者虐待、施設での介護、高齢者の悩み事等に対する電話相談を実施します。

○ 高齢者相談の実施

(高齢者福祉課)

施策2 障害者の生活・就労等に関する相談・支援

千葉県自立支援協議会において、市町村における相談支援の充実、地域自立支援協議会の活性化、障害者の就労・促進を図るとともに、障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の生活と就労の支援を行います。

また、障害者高等技術専門校において職業訓練を実施するとともに、障害者が身近な地域で職業訓練を受講できるよう、障害者の能力・適性及びニーズに対応した委託訓練を実施し、障害者の雇用を促進します。

○ 千葉県自立支援協議会の各専門部会による相談支援

(障害福祉課)

○ 障害者就業・生活支援センターによる生活・就労支援

(障害福祉課)

○ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練

(産業人材課)

指標名	現状	目標
1日1赤石	(平成 21 年度)	(平成 27 年度)
障害者就業・生活支援センター設置数	11 か所 (H22)	16 か所
 障害者の態様に応じた多様な委託訓練		1,900 人
受講者数	310 人	(累計)

施策3 交通安全活動の推進

地域における交通安全リーダーとなる高齢者を対象に研修を実施してリーダーを育成するとともに、研修終了者による情報提供ネットワークを活用し、交通安全に関する情報の提供や交通安全指導に関する相談・指導など、自主的な交通安全活動を推進します。

○ 交通安全リーダーの育成と自主的な交通安全活動の推進

(生活・交通安全課)

施策4 ユニバーサルデザイン・バリアフリーの促進

誰もが安全で快適に通行できるよう、バリアフリー化された歩道や自転車 歩行者道や高齢者・障害者が利用しやすい建築物(公共施設を含む)の整備 を促進します。

また、ちばバリアフリーマップによりバリアフリー設備のある施設を紹介 します。

○ 歩道や自転車歩行者道のバリアフリー化の推進

(道路環境課)

○ 高齢者・障害者が利用しやすい建築物の整備促進

(建築指導課)

○ ちばバリアフリーマップによる県内施設のバリアフリー情報の紹介

(健康福祉指導課)

施策5 障害者や女性等に配慮した観光関連施設の整備促進

観光地の魅力向上を図るため、市町村等が行うトイレ・駐車場等の整備に要する経費の一部を助成することにより、観光関連施設の整備・充実を促進します。

○ 観光関連施設の整備・充実の促進

(観光課)

基本目標Ⅲ 男女がともにいたわり合い、健やかに暮らせる社会づくり 基本的な課題8 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向② ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれて いる人々への対応

施策1 ひとり親家庭への経済・就業・日常生活支援

困難な状況の中で子育てをするひとり親家庭を行政、関係団体、地域社会が連携してサポートします。

\bigcirc	児童扶養手当の支給	(児童家庭課)
\bigcirc	母子寡婦福祉資金の貸付	(児童家庭課)
\bigcirc	ひとり親家庭等医療費の助成	(児童家庭課)
\bigcirc	母子家庭等就業・自立支援センターによる支援	(児童家庭課)
\bigcirc	母子家庭等自立支援給付金の支給	(児童家庭課)
\bigcirc	ひとり親家庭向けメールマガジンの発行	(児童家庭課)

指標名	現状	目標
	(平成 21 年度)	(平成 27 年度)
母子自立支援プログラムの①実施市数	10 ± 20 #	①20市 ②50件
②郡部の策定件数	①8市 ②0件	(H26)
母子家庭等日常生活支援事業の実施市	7 市町村	20 市町村
町村数		(H26)

施策2 母子家庭の母等に対する就労支援

就労経験の乏しい母子家庭の母や生活保護受給者等に対し、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を行い、就職に必要な知識・技能の習得を図り、母子家庭の母等の職業的自立を促進します。また、受講しやすい環境を整えるため、一部の講座において託児サービスを提供し、子育て中の人も受講しやすい環境づくりを行います。

○ 母子家庭の母等に対する職業訓練

(産業人材課)

指標名	現状	目標
	(平成 21 年度)	(平成 27 年度)
母子家庭の母等に対する職業訓練受講	33 人	220 人
者数		(累計)

施策3 フリーター等若年者に対する就職支援

ジョブカフェちばにおいて、フリーター等の若者を対象とした、個別相談、 就職セミナー等を開催するとともに、併設するハローワーク船橋ヤングコー ナーにおける職業紹介など、総合的な就職支援サービスを展開します。

また、若年無業者 (ニート等) が職業的に自立できるように専門的な相談等を通じて支援するとともに、関係機関・団体とのネットワークづくりに努めます。

○ 「ジョブカフェちば」における就職支援

(雇用労働課)

○ 「ちば地域若者サポートステーション」における自立支援

(雇用労働課)

施策4 県営住宅における入居の優遇措置

母子及び父子世帯、DV被害者世帯、多子世帯などに対して、入居募集時の抽選において、当選確率が高くなるよう優遇措置を講じます。

○ 県営住宅における入居の優遇措置

(住宅課)

施策5 高齢者虐待防止対策の充実

高齢者虐待の相談・通報の受理、対応等を行う市町村及び地域包括支援センターを支援するため、職員対象の研修会を開催するとともに、困難事例等について専門職が連携して助言等を行います。

また、高齢者福祉施設職員及び在宅介護サービス事業者の管理者等を対象として、高齢者の権利擁護意識や高齢者虐待について研修を実施します。

○ 高齢者虐待防止対策の推進

(高齢者福祉課)

基本目標Ⅲ 男女がともにいたわり合い、健やかに暮らせる社会づくり 基本的な課題8 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向③ 外国人が安心して暮らせる環境づくり

施策1 外国人にも暮らしやすい地域づくり

多言語での情報提供や相談対応を行うとともに、外国人県民の地域社会への参加促進など、多文化共生社会づくりに向けた施策を展開します。

また、千葉県ホームページを英語、中国語、韓国・朝鮮語に対応させ、内容の更新を行います。

さらに、日本人と外国人が安心して共生できる社会の構築を目指し、各種 警察活動を推進します。

○ 多文化共生社会づくりの推進

(国際課)

○ 外国人県民向けの情報提供

(国際課)

○ 外国語ホームページによる情報提供

(報道広報課)

○ 外国人集住地域総合対策等の推進

((警)組織犯罪対策課)

施策2 外国人児童生徒への支援

外国人児童生徒等の母語を理解する者を学校に派遣し、外国人児童生徒の 日本語指導・適応指導等の充実を図ります。

また、日本語の指導が必要な外国人児童生徒が在籍する県立学校の申請に 応じて、教育相談員を派遣します。

○ 外国人児童生徒への教育相談員の派遣

((教) 指導課)